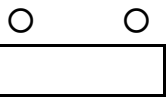


久留米市総合計画審議会 座席表

副会長 会長



- 市議会議員 石橋 力
- 市議会議員 八尋 義伸
- 市議会議員 堀田 富子
- 市議会議員 坂井 政樹
- 市議会議員 原口 和人
- 教育委員会委員長 永田 見生
- 農業委員会会長 津留崎 芳春
- 聖マリア学院学院長 井手 信
- 久留米大学教授 藤田 八暉
- 久留米工業大学教授 大森 洋子
- 久留米工業高等専門学校教授 藤田 雅俊
- 久留米信愛女学院短期大学フードデザイン学科長 山下 浩子
- 福岡県広域地域振興課長 米倉 秀之
- 株式会社くまもと地域経済研究所代表取締役社長 空閑 重信

- 商工会議所会頭 本村 康人
- 校区まちづくり連絡協議会会長 吉田 輝彰
- 社会福祉協議会会長 川地 東洋男
- 地区環境衛生連合会会長 池尻 登
- 防犯協会連合会会長 橋本 安彦
- 日本防災士会久留米支部副支部長 田島 スマ子
- 障害者地域生活支援協議会会長 片岡 靖子
- ボランティア連絡協議会会長 岡 リツ子
- 老人クラブ連合会女性部副部長 宮崎 須美子
- 人権啓発推進協議会幹事 中山 末男
- 男女共同参画推進ネットワーク事務局長 永延 桂子
- 小学校校長会会員 市丸 祥子
- 中学校父母教師会連合会母親副委員長 白水 美弥子
- 子育て支援ボランティアくるるん理事長 芹田 隆子

- 山下 永子  
ソーシャル・プランニング・アンド・リサーチ代表
- 高山 美佳  
LOCAL&DESIGN(株)代表取締役
- 子ども未来部長 渡邊 由美子
- 副市長 深井 敦夫
- 副市長 橋本 政孝
- 西依 直子  
(公財)文化振興会参与
- 秋永 峰子  
連合福岡北筑後地域協議会副議長

## 久留米市総合計画審議会 傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、久留米市総合計画審議会(以下、「審議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の非公開)

第2条 会長は、審議会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

## (傍聴手続き)

第3条 傍聴を許可する者(以下、「傍聴者」という。)の定員は、20名以内とする。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することがある。

2 傍聴を希望する者(以下、「傍聴希望者」という。)は、開会時刻までに、開催会場で受付をし、会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い会場に入室すること。なお、会議開会後の入場は認めない。

3 傍聴希望者は、会議の当日、先着順で受付を行い、定員になり次第受付を終了する。

## (傍聴席)

第4条 傍聴者は、指定された場所で傍聴しなければならない。

## (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次項に定める事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴すること。

(2) 傍聴者は、発言をすることはできない。また、傍聴者は、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(4) 示威的行為をしないこと。

(5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。

(7) 会場において、会長の許可なく、当該会議の様子の録音・撮影等を行わないこと。

(8) みだりに傍聴席を離れないこと。

(9) その他、会場の秩序を乱し、当該会議開催の支障となる行為をしないこと。

## (傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、次の場合は、すみやかに退場しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により、会長が当該会議を非公開と宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。

(2) 審議会における議案の審議が終了したとき。

## (係員の指示)

第7条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。

2 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

附 則

この要領は、平成25年9月2日から施行する。

○久留米市総合計画審議会規則

昭和45年4月21日

久留米市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市農業委員会委員
- (4) 市職員
- (5) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に定める諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年7月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第17号附則第3項) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第134号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日規則第41号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成18年2月14日

久留米市長 江藤 守 國 殿

久留米市総合計画審議会  
会長 吉田 帰 命

## 久留米市新総合計画基本計画の見直しについて（答申）

平成17年9月17日付17企第284号をもって当審議会に諮問された、久留米市新総合計画基本計画の見直しについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、答申を受け作成する基本計画の推進に当たっては、下記の事項に留意し、努力されるよう要望します。

## 記

本審議会では、合併後の新久留米市の都市づくりは、久留米市新総合計画基本構想を受け継ぎながらも、本格的な人口減少社会や超高齢社会の到来などの歴史的な転換期に直面していること、これまでの成長や量的拡大を前提とした制度やシステムから新たな国づくりの基盤となる仕組みへの再構築が求められていること、などの久留米市を取り巻く時代認識・環境認識のもと次のような事項を要望します。

## 1. 広域的な都市づくりと合併後の一体感の醸成

久留米市は、佐賀県東部を含む福岡県南地域の中核的な都市として発展してきました。また、広域合併が実現した現在、様々な地域資源の集積や魅力も高まっています。

基本計画の推進に当たっては、新市としての一体感の醸成に取り組むとともに、戦略的な都市経営の徹底を図ること。

## 2. 中核市の実現と自律した都市づくり

久留米市は、平成20年4月の中核市移行に向けて準備を進めており、中核市にふさわしい都市づくりに取り組む必要があります。

中核市は、数多くの権限が移譲される反面で、自らの都市を自らが治め、責任ある都市づくりを実践することが求められる制度です。そのためには、久留米市で生活し活動

する市民・企業・行政等が知恵や工夫、実行力を発揮できる自律した都市づくりに取り組む必要があります。

基本計画の推進に当たっては、中核市への移行が単に権限移譲に終わることなく、自律した都市づくりの契機となるような施策等の実施を行うこと。

### 3. 協働の都市づくりの徹底

新久留米市の都市づくりに当たっては、市民の自発的活動を主体とする「市民と行政の協働」を一層徹底する必要があります。しかしながら、未だ、市民や企業等の持つ多様な個性や活動を都市づくりに取り込む仕組みが具体的な姿として見えていません。

今後、市民等との協働は不可欠であり、一層重要となってきますので、協働についての仕組みづくり、市民自らの活動への支援等の具体的な施策を行うこと。

### 4. 不透明な財政状況と行財政改革・官から民への移行促進

地方分権の進展によって、地方公共団体は市民サービスに身近なサービスの担い手となる一方で、これらサービスを実施する財源については、地方交付税の削減や補助金削減など厳しさを増しており、将来の財源見通しについても不透明感が増しています。

このような観点から、今回、基本計画期間を前期5ヵ年と後期5ヵ年に区分し、財政的な担保性から一定の制約を設けることは必要だと考えます。

その一方で、公共サービスに対するニーズは、多様化し増加していますが、一層の官から民への移行促進を含めた行政改革の徹底、事業等の選択と集中的実施は、健全な財政運営のためには不可欠であり、今後とも職員の計画的な定員管理をはじめとする行財政改革に継続的に取り組むとともに、施策や事業についての仕分け、公と民で行うものを区分する仕組み等の具体的な取り組みを行うこと。

### 5. 経済活力の再生

久留米市はこれまで、農業・商業・工業のバランスがとれた発展をしてきました。今後も、産業のバランスある発展を進めながら、次代を見通したバイオを中心とした新しい産業の創出等に取り組むことは重要だと考えます。

一方、平成23年春に開業が予定されている九州新幹線のインパクト等を活かしながら、久留米市の潜在的な経済活力を再生する施策を行うこと。

### 6. その他

保健所・健康づくりセンターは、保健・福祉サービスが融合した事業が行われることが必要であり、一般市民にも福祉機能が含まれることが分かりやすい名称、その機能を表すような名称への変更を要望します。